

SAGA2024 神崎市案内所・休憩所設置要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024 神崎市観光・おもてなし基本計画」に基づき、本市で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」（以下「大会」という。）において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、交通、観光、物産等の案内を行う案内所、憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置運営に関して、必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は主要駅等に関係機関等と協議のうえ、設置する。

また、会場内案内所及び休憩所は、原則として競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ、期間を定める。

また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開催期間中とする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ、時間を定める。

また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、原則として、開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技の案内
- イ 交通、観光・物産等の案内
- ウ 案内資料等の配布
- エ その他各種案内に係る業務

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の受付案内及び資料等の配布
- イ 競技の案内
- ウ 交通、観光・物産等の案内
- エ 迷子、遺失物・拾得物の取り扱い
- オ その他各種案内に係る業務

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営については、必要に応じて、この要項に準用する。

附 則

この要項は、令和5年2月14日から施行する。